

1972年度婦人部活動方針

—自治労中央機関紙“自治労”1972年7月25日号外—より抜萃—

I 運動の基調

女が働らくことの意義を問い返しつつ、労働者階級としての意識をたかめ、「自治労綱領」のさし示す婦人部の任務と役割りを再確認しながら、有形、無形の不平等と、差別の完全てつばいをめざして、職場における身近な具体的なたたかいを、婦人自らの主体的な運動として展開します。

「健やかに、明るく、何よりも人間らしく働らきつづけるための条件づくり」のとりくみを通じて、たたかう婦人部組織をつくり上げるという基本についても、ひきつづいて本年度の基調としながら、いのちとくらしを破壊する反動諸政策をはね返し、婦人の力で、政治の流れをかえるため、全力をあげてとりくみます。

II 具体的な運動のすすめ方

1 合理化攻めきをはね返し、権利を拡大するために

(1) あらゆる男女差別てつばいのとりくみをつよめます

- ① 女子若年定年制、女子の不採用、臨職の増大、昇任、昇格の差別をなくすとりくみは、実態調査をてつてい的に行ない「性別による差別的取扱いの禁止」を規定した勤労婦人福祉法を活用して、てつてい的な運動を展開します。

- ② とくに、臨職・非常勤問題の解決は、定数増や、権利拡大につながる基本的課題であることを認識し、臨職評議会と密接な連絡をとりながらとりくみをつよめます。

「自治省の通達三原則」による定数化闘争をつよめ、定数化実現前でも、賃金、労働条件（労働保護法規の完全適用）の向上のとりくみを強化します。

- (2) 婦人のはたらく権利を守り拡大するため家事、育児の社会化をめざす運動を強力に展開します。

- ① 「よりよい保育所づくり運動」は、社会福祉評議会や、総評婦対部と緊密な連絡をとりながら、単に保育所をふやす運動だけでなく、その内容と質を高めるとりくみ（定数基準の引き上げ、保母の労働条件改善など）に重点をおいた運動をすすめます。

○ 長時間保育、乳児保育、職場保育所などについても、安易に「働きやすくなるから賛成」というのでなく、「乳幼児の保育は果してそれでよいか」という立場で、幼保一元化問題などとともに討議を深めます。

○ とくに、職場保育所、授乳施設については、児童福祉の理念を生かした設備、運営を要求し、勤労婦人福祉法の附帯決議を生かすようとりくみをつよめます。

- ② 「育児休暇制度」は、婦人の労働権確保の具体的とりくみの一つとして位置づけ、三原則（有給制・選択制・原職復帰）に加えて、全職種対象・正職員による代替要求を基本として制度化を要求しますが、保母、看護婦など、病院、社会福祉施設および学校現業関係女子職員等、相手側のうごきに対応し、立法化の運動をすすめます。

- ③ 時間短縮・育児のための社会保障の充実などのたたかいについてもあわせてとりくみを強化します。

- (3) 母性保護の権利の完全行使と拡大のとりくみをつよめ、労基法の改悪を阻止し、最低基準引き上げのたたかいをつよめます。

- ① 年休、生休、産休行使などの点検調査を行ない、その完全行使と労基法を上廻る権利のかくとくに全力をあげます。

- ② 労基法改悪阻止のための「ハガキ戦術」については、婦人労働者が必ず最低1枚のハガキをかく運動として、継続的にとりくみをつよめます。
- ③ ILO89号・102号・103号・111号条約などの批准促進運動についても、積極的にとりくみ、労基法の基準引き上げのたたかいを強化します。
- ④ 第16回母性保護運動強化月間は、既得権完全行使のための総点検活動に重点をおくとともに、労基法研究会のまとめが行われる時期（12月頃）でもあるため、労基法改悪阻止のたたかいをもりあげます。
- ⑤ 本年度の、母性保護月間の重点目標を次のとおりとします。
- イ 産前産後各8週の無条件かくとく代替要員の完全確保
 - ロ 育児時間120分と、運用の自由確保ならびに期間の延長
 - ハ 妊娠障害休暇（最低14日）と通院休暇のかくとく（最低人事院規則）
 - ニ 年休、生休完全行使のための定数増の実現
 - ホ 妊婦の時間短縮（人事院規則を拡大させる）
- (4) 労働時間短縮と、職場環境改善のとりくみをつよめます。
- ① 愛媛・埼玉方式による「ごまかし週休2日制」や、休暇の計画使用による管理に反対し、あくまで完全週休2日制を目標にしてたたかいをすすめます。
- ② 夏季特別休暇のなしくずしとり上げに反対し、既得権の確保につとめ、バカンス7日を統一して要求します。
- ③ 長時間労働の規制を時短要求の基本において、労基法36条協定の締結、年休の完全消化など、職場の権利闘争を全職場に拡大するとともに、「日直廃止」の運動をすすめます。
- ④ 労基法・労働安全衛生規則にもとづく職場環境改善の要求をつよ

め採光・換気・温度・湿度・更衣室・休養室・男女別の便所など、当然守るべき環境整備に重点をおいてとりくみます。

(5) 婦人労働者の健康や、母性の破かいをくいとめるため、職業病対策をつよめます。

① 「けんしょう炎」「腰痛症」など職業病の調査、点検をはじめ、認定基準の拡大、集団検診のてつてい、療養休暇期間の延長などのとりくみをつよめます。

② 「健康調査の実施」「り病者の実態調査」などにより、教宣活動をつよめ、先進的とりくみの交流を行いながら運動を前進させます。

(6) 研修制度をはじめとする労務管理体制の強化、婦人職場に集中する下請け、民営化の攻撃をはね返します。

① 「全体の奉仕者論」や「公務員の政治的中立性の理論」「スト違法論」など、露骨な職員研修や、勤務評定の実施、不当配転などの人事権の乱用、その他職制による労務管理体制の強化に反対するとりくみをつよめ、職場の民主化をはかります。

② 社会福祉、医療衛生職場、現業職場など、婦人の多い職場の下請け民営化がとくに顕著になつているので、住民要求との連けいをはかりながら、反対闘争をつよめます。

2 たたかう婦人部づくりのために

(1) たたかう婦人部体制を確立し活動家の育成強化をはかります

① すべての県本部、単組に独立した婦人部組織をつくり上げ、主体的な運動をすすめます。

② 組織実態基本調査については、完全集約をめざして、てつてい的にとりくみます（婦人組合員数、未、既婚数、勤続年数、平均年令平均賃金、臨職数などの基本項目調査）

③ 婦人部役員の任期は、2～3年とし、会議の定例化、業務の分担を行うなど役員体制の確立につとめます。

④ 婦人部組織整備のための検討（本部三役体制のあり方、常任の位置づけ、ブロック別組織や、職場組織のあり方など）については、組織長期計画とあわせて討議を行います。

⑤ 統一要求、統一闘争、独自団交など、積極的なとりくみを行うとともに、各級機関にできるだけ多くの婦人を選出し、全組織的な運動の前進をはかります。

⑥ 中央の婦人幹部学校の充実、県本、単組段階の婦人学習会、幹部学校、労働講座の開催、各種集会（地連別、職種別、問題別）などにより活動家の幅と厚みを加えるようつとめます。

⑦ 当局の労務管理的余暇活動への介入に対処するため、サークル活動、レク活動、文化厚生活動などを重視してとりくみます。

(2) 職種別婦人対策を強めます

① 社会福祉、医療衛生、現業闘争などについては、それぞれの部門別評議会まかせにするだけでなく、婦人部として全面的、積極的な共闘体制を確立します。

② とくに、本年度は、各部門が総合的な闘争体制を組み、全組織的なとりくみを行うので、婦人部も重点対策として職種別対策を強化します。

(3) 教育・宣伝活動をつよめます

① 婦人部の創意をこらしたニュースの発行、カベ新聞づくりなどを日常的に、継続的に行います。

② 時期に応じて婦人問題特集号を発行、教育資料の紹介や展示会を行うとともに、機関紙誌の交換交流など教宣活動の推進をはかります。

(4) 共闘体制を強化します

① 青年部、主婦の会、県評、地区労婦人部などとの連けいを、一段と強化します。

② 物価、公害、社会保障、教育問題など婦人共通の要求で、問題別
共闘地域共闘を全国的に発展させるための行動を推進します。

③ 「自治労はたらく婦人の集会」「第18回はたらく婦人の中央集
会」は、はたらく婦人のたたかひの集約の場として重視し、単組、
県本段階の前段のとりくみを強めつつ成功のため、最大の努力をつ
づけます。

3 くらしといのちを守り政治の流れをかえるために

(1) 大幅賃上げのたたかひをつよめます。

① 「賃金に弱い婦人部」の欠陥を克服し1人前の労働者意識を確立
するため、賃金学習会や、討論集会にも積極的に参加し、独自の教
宣活動を行なうなど闘争意欲を高めます。

② 勤務評定による勤勉手当の差別配分をはじめ、婦人なるが故のあ
らゆる賃金上の差別的とり扱いは、断固てつばいさせます。

(2) 地方自治を守り、国民的諸要求を実現する諸行動をつよめます

① 「新全国総合開発計画」を根幹とする広域行政網の確立や、「コ
ンピューター化」のうごきの問題点についての学習を深め、働らく
婦人や地域婦人に、その危険性を知らせるためのとりくみをつよめ
ます。

② 婦人にかかわりの深い住民要求（物価、公害—食品公害を含む、
保育所、教育、医療、社会保障問題など）を実現するため、地方自
治研究活動の推進に全力をあげてとりくみます。

(3) 平和と民主主義を守るたたかひをつよめます — 略

4 婦人部年間行事計画

① 婦人部常任委員会（4回）

10月、1月、3～4月（働らく婦人の集会）6月（方針討議）

② 婦人部長会議（3回）

③ 第16回母性保護運動強化月間（11～12月）

④ 第20回婦人月間(3月8日～4月16日)

国際婦人デー 3月8日

第11回はたらく婦人の自治労集会 3月～4月

第18回はたらく婦人の中央集会

⑤ 地連別集会 1～2月

⑥ 自治労保母集会(第1回) 1～2月予定

⑦ 婦人幹部学校 11月～12月

⑧ その他のとりくみ

○ 労基法改悪阻止、定数基準引き上げのとりくみ

○ 組織実態基本調査の完全集約

全国電気通信労働組合(全電通)

1972年度婦人活動のすすめ方

—第25回全国婦人代表者会議決定集(全電通機関紙“全電通週報1972年10月号外”)より抜萃—

I 活動の目標

- (1) 職場婦人会議活動への積極的参加をかりとり、常任委員会活動を充実します。
- (2) 職場における協約完全実施を基盤に、第5次5カ年計画を中心とする合理化反対の闘い。
- (3) 生活要求、反戦・平和、73年春闘を闘い抜き、総選挙闘争を勝利します。

II 具体的とりくみ

- 1 協約完全実施を基盤とした第5次5カ年計画との闘い

- (1) 重点施策と要員問題を結合したとりくみをつよめます。

このため、全国的には

- ① 生休問題
- ② 正しい取り扱いをする運動
- ③ グループ会議

の3つの問題に焦点をあて、とりくみをつよめることとし、各地方では、それぞれの条件に見合つていくつかの課題を付加し、運動に厚みを加えることとします。

また、この運動の全国的な高揚をはかるため10月・11月を「強化月間」として設定しとりくみを強化することとします。

そして、これらの諸活動を基盤として、第5次5カ年計画に対する闘いに万全を期すこととします。

- (2) 生休問題については、すでに総括したように、協約の運用解釈をめぐる労使問題次元よりも、すぐれて「生理のある人は必要なだけ勇気をもつて請求する」ことを、どう実践するかにあります。

このため、具体的には次によりとりくみを強化します。

- ① 地方、支部常任委員会は、地方別、支部別、分会別、かつ職位別、職場別の取得状況を精査し、重点職場を設定し、問題点を具体的に当該婦人会議に提起し、討議の輪をひろげます。
- ② 今日の情勢は、母性保護に関する一般教宣のみでは対処し得ないことに留意し担当をきめて個別指導をつよめます。(個人別予定表をつくり、予定日前日には、そのことを個別に再確認し取得の激励と連帯を確認するなど)

また全職場は、新入婦人組合員に対し、母性保護の教宣を徹底し、先輩の取得状況に左右されず、勇気をもつて権利行使を行なうよう説得をつよめます。このため中央本部は「婦人協約集」の発行を考慮します。

また階層別とりくみの焦点としては、主任者に重点をおくこととします。

- ③ 生休取得をめぐつて「任用上の不利」「希望転動に与える影響」が大きな心理的圧迫となつている事実も否定できません。

これらは、労使間では、公社にそのような考えはない旨の解明はなされている問題ですが、職場で公然と流布されている事実を黙視できません。

このような事実が発生した場合は、直ちに執行部に連絡し、各級組織の統一機能を發揮し、名実ともに職場で実感として納得できるまでの追及を徹底して行なうこととします。

(集約)

生休問題については要するに「生理のある人が必要なだけ」取得されていないとの認識で、前項の提起を参考にしつつ具体的には以下により対処する。

イ 本問題は単に婦人会議のみでなく青年や、男性一般さらに執行部との緊密な連けいのもとに全組織的とりくみをつよめる。

このため、婦人の立場から組織に対して能動的な問題提起を行なう。

ロ 個人別予定線表の作成や、階層別重点を設定することの是否をふくめ画一的には対処できないので具体的には個々の職場の現状と総括をふまえそれぞれ創意する。

ハ 生休を理由として公社の不利益扱いや、いやがらせの事実が判明したときは、問題をあいまいにせず、納得のいくまで徹底して追及し、請求しやすい職場づくりにつとめる。

- (3) 正しい取り扱いをする運動について

- ① 全国的統一目標としては、昨年にひきつづき

○「正確、ていねい、親切に」

○「一応答、一接続」

を設定し、地方ごとに創意を加えることとします。

- ② この運動の位置づけは、労働強化をはねかえし、自らの健康と権利を守る立場で、いそがず、あわてず、正確に仕事をするにおきます。

また、その前提としては、一方的な作業方法の変化はさせない日常の職場体制を確立し、かりに変更する場合は、労使協議のうえ実施すべきであるとの認識に立ちます。

- ③ この運動は年間を通じ、日常活動として定着をはかる必要がありますが、年内は第5次計画との結合も考慮しとくに10月11月は目的意識的とりくみをつよめることとします。

また、この運動はその進展に応じ、サービス、要員との関係も当然招来することが考えられますが、私たちは、サービスよりも労働条件を重視し、そのことが恒久的な良質サービス提供の基盤になるとの確信で対処します。

- ④ 電信運用以外の部門では「いそがず、あわてず」の基本をふまえ、
- 年休、生休、休憩時間の完全消化
 - いつさいのサービス超勤の排除
- を実践することとします。

4 グループ会議をはじめとする諸施策について

- ① 電話運用部門における昼間ダブルツキを利用した“グループ会議”

(局所によつては名称は異なる)については、局所によつてその実態はさまざまですが、共通的にはサービス改善、諸休暇とりわけ生休規制を意図した間接的対処が話題になつている模様です。問題は組織としてなぜこの種施策を問題視するか認識の統一を急ぐ必要があります。

ましてや、グループ会議の本質を見抜かないまま交換座席を離れら

れること自体に魅力を感じるような風潮は厳にいましめねばなりません。

この問題については、本部をはじめ各常任委員会で実態を早急に把握し、その類型を整理して対処策の検討を開始することとします。

- ② 通信訓練、成果発表会、提案制度については総括でのべたように地方的にいくつかの部分成果を勝ちとつてきましたが、これら地方においては目標による管理に対する長期にわたる「本質」「背景」「労働条件に与える影響」などの学習、討論の積み重ねがあつてはじめて実つたものであります。

私たちは、この経験に学び、「目標による管理に対すとりくみ」(中央本部発行、闘いの手引き＝黄表紙)などを参考として、ひきつづきとりくみをつよめることとします。

- ③ これらのとりくみにあたつて留意しなければならない点は、具体的な個々の施策のみに眼をうばわれ、埋没してはならないことであり、公社施策のねらいは、自己啓発を核とした忠実な公社人の育成にあり、それは権利の放棄と不団結を助長せずにはおかないからです。

従つて、個々の施策については、1点突破的に公社施策の本質に迫り、すべての施策への批判体制を確立する展望を忘れてはなりません。

- ④ また同時に、設定された項目の現象的成果をいそぐあまり、「決定だから守ろう」という強制的対処では真の発展は望めません。

要は1人ひとりがことの本質を理解し「そうだ」という納得と共鳴を得たとき思想攻撃をはねかえし、経営批判能力を身につけたことになるし、自ら考え自覚した婦人像を確立するのだという運動の本質をふまえてとりくむことが肝要です。

(集約)

グループ会議については

イ 特別休息の拡大、連続着席時間の制限などの方向が提起されたが、あわせて

ロ 60中委で提起されている電話運用部門の要求内容についても、さらに職場討議を深めることとなつた。

5 第5次5カ年計画について

- ① 第5次5カ年計画については、何はともあれ計画の内容、とりわけ自らの職場を公社がどうかえようとしているのか問題点を具体的にかつ適確につかむための無数の学習会、討論の場を当面60中委にむけて組織することに全力をあげます。

改訂7カ年計画のさい、要求がぼう大であつたこともありますが、その内容を理解していた者はある支部の調査では2割にみたなかつたという状態は、今回は何としても払拭することとします。

- ② 同時に、このなかで私たちは婦人の問題を組織まかせとする風潮を克服し、公社の省力化施策や事業態様の変化展望に対して安定した職場の確保にむけて能動的かつ積極的な「自らの自覚に立つた」検討を深めることとします。

また、現在の作業管理についての問題点についても検討を加え、労働条件の抜本向上、労働の疎外排除、の立場からの対置する諸要求の集約をいそぐこととします。

- ③ これらの諸活動を背景に第1項でのべた要員問題と重点施策を結合した職場の闘いに積極的に参加し諸要求獲得にむけての独自の底辺行動、大衆行動を組織しうることを目標にがんばり抜くこととします。

(6) その他

提起されたつぎの問題については、地本常任委員長会議で検討することとします。

○早夜呼に関連した「サービス規制」の問題を婦人の立場からどうと

らえどう解決していくか。

○夜間の短特社が集まらない現実に対応すればよいのか。

2 賃金引き上げをはじめとする生活要求について

- (1) 賃金要求について昨年ひきつづき青年と共同主催をふくめ「ベ・ア体制の打破」スト権奪還を展望した「長期スト体制」の確立を中心に、職場婦人会議を軸に学習討論を深めます。

また、春闘共闘主催による「婦人活動者会議」には積極的に参加します。

さらに、春闘行動については、昨年までの「独自申し入れ行動」「若人のつどい」や「権利確立集会」「総決起集会」をふまえ全職場で何らかの行動を組織できるよう創意することとします。

(2) 生活要求について

- ① 生活要求については、60回中委議案で提起されている年金、住宅、減税、物価、公害などの具体的諸要求の内容についての理解を深めるための学習討論を強化します。

とくに物価と減税については、家族協をふくめ今日の資本主義社会のカラクリについての認識をふかめます。

- ② あわせて、総評の指導で全電通の代表として行なっている伊藤寅郎さんの減税訴訟については、今秋の段階で激励連帯の行動を各常任委員会で工夫します。

- ③ また、地域における諸行動には積極的に参加することとします。

さらに、地域における消費者運動を組織するよう県評などに問題提起を行ない具体化につとめます。

3 婦人労働について

(1) 託児所、保育所について

- ① 企業内託児所については

○託児年齢

○ 利用時間

○ 保母の定員と労働条件

○ 設備内容

など、いくつかの問題がありますので、利用実態（通勤の関係等で定数を下まわっているところも出ている）の調査をふくめ、年末目途に常任委員長会議で意思統一し、春闘の課題として対処します。

② 地域における保育所づくりについては昨年度全電通地方議員団が行なつた「保育所調査」結果を参考にしつつ、従前にひきつづき自治体闘争の強化をふくめ、とりくみをつよめます。

(2) 特別勤務時間制度については、試行結果の集約を行ない、本実施にむけての検討を行なうこととします。

あわせて育児休暇制度についてもすみやかに総括を行うこととします。

また、本年7月公社に申し入れた「妊婦の通勤時間に関する具体化」については、第5次要求集約に先行し具体化にむけての交渉を促進することとします。

(3) 職域拡大について

現行協約にもとづく女子の職域拡大の実施状況は微々たるものでしかありません。

私たちは婦人の社会的地位の向上をめざし、婦人が長く働らき続けられるために何が必要であり、障害であるかの立場から広範な討議をまきおこすこととします。

(4) 職業病対策について

組合員健康調査によれば、自分自身を「健康と思わない」4人に1人（キイパンチヤ）または5人に2人（交換）となつており、「首、背中、肩がよくこる」は7割以上の数字を示しています。

私たちは当面頸肩腕症候群対策に最重点をおき、①予防措置、②指

定病院の拡大、③公平な認定の貫徹を期すこととし、その他の症状の実態把握を地方的に行うこととします。

(5) 労基法改悪阻止との闘い

本年、12月に予定される答申を意識し、昨年の労基法の勉強にひきつづきILO102号、103号、同111号についての学習を深め、母性保護に関する権利意識の高揚につとめます。あわせて第5次に対置し、産前産後休暇の拡大要求に確信をふかめるとともに、具体的行動展開についても責任をもち合う任務をはたすこととします。

4 反戦・平和の闘い — 略

5 総選挙闘争 — 略

6 職場婦人会議に基盤をおいた常任委員会制度の確立

(1) 中央本部をはじめ各常任委員会は、時期に適した重点課題について具体的問題を職場になげかけ、討議の渦をまきおこすこととします。そのさい年齢階層別の関心事についてもあわせて配慮します。

(2) 各級の婦人組織は、対応する執行部との意思疎通を密にし、組織が招集する諸会議には積極的に参加します。

(3) 全国婦人代表者会議と各地方組織との有機的な結合を図り、全国的に統一して追及する課題と地方的に付加する課題を明らかにし、常に運動の交流と検証が図られるよう努めます。また、地方組織の婦人関係諸会議については(名称、構成、性格、回数など)を統一できるよう、次期全国大会にむけて検討します。

(4) 日常の中央—地方—支部の連絡事務体制を強化します。

7 連帯活動について

以上の諸活動とあわせ、中央、地方における婦人組織との連帯をつよめます。

(1) このため中央では総評婦対の機能強化にむけて積極的に努力することとします。

- (2) 支部常任委員会は県評婦人協との連けいをつよめ、条件のあるところは積極的に役員をおくり込むこととします。
- (3) 全国大会決定にもとづく家族組合組織化の中心となつてがんばります。
- (4) 淡の輪学園に対する連帯（ベルマークの送付など）

全専売労働組合（全専売）

— 1972年10月第6回地方部青婦対策部長会議議案書より抜萃 —

I 72年度婦人部活動の基調

婦人部活動をすすめるにあつての基調は次のとおりです。

- 1 婦人の職場しめだし、差別と低賃金政策に抵抗し、婦人自らが闘うなかで、婦人の働く権利確立と労働者意識の高揚をめざす。
- 2 婦人労働者の要求獲得に結集し、婦人部組織の強化をもちとる。
- 3 みんなで話し合い、みんなで闘う職場闘争を組織してみんなで活動する婦人部づくりと活動家の定着化をはかる。
- 4 婦人の連帯活動の強化と政治意識の向上につとめる。

II 72年度婦人部活動の重点課題

婦人部活動をすすめるにあつて、次の重点課題を明確にし諸闘争を集中させていくこととします。

- 1 総合統一要求闘争に結集し婦人労働者が安心して、働きつづけられる条件確立をはかる。
- 2 低賃金政策の打破—大幅賃上げと賃金合理化反対に結集して闘う。
- 3 新長計路線による婦人労働者支配に対決し、職場権利闘争の強化をはかる。

- 4 健康を守るとりくみを強化し健康破壊の実態点検を行ない、要求を集約して闘う。
- 5 婦人部組織の確立のため、みんなが参加する婦人部活動の創造をめざし、日常活動（話し合い、点検、調査、教宣、学習、サークル、レク活動）の強化をはかる。
- 6 婦人の連帯活動を強め、生活闘争を強化し、総選挙闘争勝利のため闘う。

Ⅲ 具体的なたたかいのすすめ方

婦人部活動の基調ならびに重点課題にもとづいて、具体的な闘いの組織化を次のようにはかっています。

- 1 総合統一要求闘争に結集して、中心になつて闘う。

総合統一要求闘争に対して、婦人は婦人部活動強化と要求獲得の2面から積極的にとりくんでいくこととします。そのため重点的な要求、ならびに闘い方を次のように明らかにします。

これを基礎に、組織全体の総合統一要求闘争の職場討議の前に婦人部としての意思統一をはかりながら、組織全体に反映させていくこととします。

- (1) 婦人労働者の重点要求

青婦の統一要求を総合統一要求闘争と結合させるため、青婦の統一要求をふくめ、婦人労働者の重点的な要求を次のように定めます。

- ① 大幅賃上げを要求し、賃金差別に反対し定額つみあげ、格付是正を要求するとともに、賃金合理化に反対し、公社の賃金体系改悪攻撃を粉砕し、期末手当の支配区分改善を要求する。
- ② 交代制勤務反対の基本を確認し、影響排除の闘いを進めるとともに、完全週休2日制、労働時間短縮を要求し、諸権利に対するしめつけを排除する。

- ③ 訓練、任用、格付の男女差別の撤廃を要求し、職域拡大を要求する。
- ④ 婦人労働者が働きつづけるための条件を確立するための基本要求として次のとおり要求する。

イ 母性保護に関する要求

ロ 育児、教育に関する要求

ハ 健康管理に関する要求

- ⑤ 退職金の増額と、年金の引き上げを要求する。

(2) 闘いの進め方

- ① 組織強化、婦人部活動強化を婦人自身が積極的に進める立場から意識実態調査の分析、討議を全員で深める。

このなかで、職場での不平、不満をだし合い、働きつづけるための条件、要求について年令別、階層別の話し合いを行ない、要求の集約をはかる。

意識実態調査にも表われているように、とくに既婚婦人は闘争経験も多く持っており、一般的な意識も高いが、現在の組合活動や、婦人部活動への参加意識が弱いという弱点をもっている。

婦人は職場でのしめつけも激しいのだから、よけい公社や組合の動きをすどく把握でき、闘う力はある。

したがって、弱点の原因は何なのか、皆で卒直にだしあい、職場での不平、不満を出しあう。そして親組織におんぶするのではなく、また他人にまかせるのではなく、自分の問題は自分が一番知っているのだ、苦しんでいるのだから、婦人自身が真剣に闘う気持ちをひきだし十分な配慮のもとに活動を組織する。

- ② 意識実態調査で明らかにされた諸問題を整理し、方向を明らかにするため、婦人部活動討議資料を10月中旬に全婦人部員に配布する。

(意識実態調査の分析活動の討議をより深め、総合統一要求闘争に結合させるという位置づけの討議資料である。)

この討議資料をもとに、婦人部の組織されている意義や、婦人労働者が働きつづけていくには、どういう条件が必要かみんなでどういう活動が進められるか話し合いを深め要求を組織していく。

- ③ ブロック婦人活動家会議は、総選挙との関係をみながら、なるべく早く開催するよう努力し職場の婦人部活動の活発化のための問題点討議と交流を行ない、あわせて総合統一要求闘争をはじめとした当面の行動の意思統一を行なう。
- ④ こうした話し合い、会議のなかでだされてくる働きつづけるための条件、要求を組合全体で企画する討議のなかに反映させ、全体の要求となるよう努力する。
- ⑤ 「自からの要求は自からが闘う」という視点で討議を深め総合統一闘争の中心になつて、ストライキで闘う体制づくりをはかる。
- ⑥ 臨時大会の前に地方部婦人担当役員会議を開催し、要求の集約と今後の具体的闘いの意思統一を行ない、全職場から臨時大会に反映させる。
- ⑦ 総合統一要求決定以降、各職場で青年と共に決起集会を開催し、青婦行動隊を組織する。
- ⑧ 婦人労働者の重点要求獲得にむけて、婦人独自の交渉体制を持ちながら闘いを強化する。
- ⑨ 闘争期間中、交流オルグ等の企画を行なう。
- ⑩ 73年春闘の総合統一要求闘争の山場にむけて、青年婦人の中央行動の組織化についてとりくみを強める。
- ⑪ 婦人部の団結がどう強まったかという視点で闘いの総括を必ず行なう。

2 低賃金政策への反撃を強める。

婦人労働者を低賃金労働力として固定化しようとする政府・独占の低賃金政策は、労基法改悪のうごきにみられる母性保護規定の切り下げや、

安あがり労働力の確保のために資本の要請にもとづいて作られた勤労婦人福祉法制定という形で表われています。

専売の婦人労働者は、長く働きつづけてきましたが、こうした政策は、専売の婦人労働者に対して、職場からしめだす攻撃（長く働きつづけられないようにする攻撃）となつて強まっています。

とくに賃金体系の改悪は、婦人労働者のおい出し攻撃であるとともに、労働者の分断と競合をあおり聞わない労働者、聞わない労働組合づくりをはかるものです。こうした賃金の合理化攻撃をはねかえすことを最重点におき、大幅賃上げの獲得と、格付是正、定額積み上げの強化、期末手当支配区分改善にむけて闘います。

- (1) 大幅賃上げの要求づくりの段階から、自からの生活実態や、とりまく情勢などをふまえた要求集約とストライキで闘う決意をかため、職場における前段闘争を強化する。
- (2) 大幅賃上げを勝ちとるため、どの職場でもストライキのうてる体制づくりをはかり、中心になつて闘う。
- (3) 公社が提案している賃金体系改悪に対してはその背景やねらい、影響を学習、教宣、話し合いを通じ再度、徹底する。

あわせて、賃金体系改悪に対する職場討議を深め、婦人労働者を低賃金労働力としておしこめる賃金体系改悪には絶対反対だという固い決意と婦人の闘う体制を作りあげる。

婦人労働者の意思統一をはかり、ハガキ戦術、署名、中央行動など反対行動の組織化について討議を深める。

- (4) 配分闘争のなかで、公社提案をはねかえし、格付是正、定額積み上げの強化にむけて闘いを強める。
- 3 反合理化闘争＝新長計路線による職場支配に対決し、職場の権利闘争を強化する。

婦人労働者の競合と分断をはかる攻撃とともに、既得権に対する権利

侵害や慣行破壊の攻撃が、とくに婦人労働者に強くかけられてきています。こうした攻撃に対し職場における権利闘争の強化をはかっています。

- (1) 既得権の学習、教宣と合せてみんなで任務分担を行ないながら生休、保育所、妊娠、出産、サービス労働などについて日常的な点検体制を確立していく。
- (2) 権利の完全行使にむけて、権利行使統一目標を設定しながら、みんなで守っていく活動を、話し合い活動と結合しながら進めていく。毎月の権利デー（26日）には、この活動の中間総括を行なう。
- (3) 職場で、日常的に表われてくる権利侵害や、慣行破壊などに対しては、ただちに反撃する行動（即反撃体制）を組織する。
- (4) 目標管理体制のねらいと具体的な表われ方を学び、実態の点検をふかめて職場の権利闘争を強化していく。とくに、サービス労働をなくすとりくみを強める。
- (5) 北三工場が10月に稼働し、既婚婦人労働者の多い職場ではじめて、二交代勤務が実施されることになるが、交代制勤務反対の基本方針にもとづいて、稼働後の実態点検を行ない、影響排除の闘いの強化、ならびに組織体制確立のための対策を強めていく。

4 健康を守るとりくみの強化

合理化の進行は、婦人労働者の健康に大きな影響を与えています。

71年12月の賃金実態調査のなかで行なつた健康調査のなかでも、婦人労働者の健康破壊の現状が明らかとなつています。

合理化に反対し、健康を守るとりくみの強化をはかっています。

- (1) 健康破壊の実態告発にむけて、1人ひとりの健康状態を話し合う（意識実態調査の分析や婦人の討議資料、総合統一要求闘争の討議と合せて）
- (2) 健康を破壊している原因は何か、根源の追求をおこなう。

(3) 健康を守るための職場環境や、労働条件の改善要求を行なう。

(4) 定期健康診断の充実を要求する。

(5) とくに、キーパーンチャーなどの職業病対策にとりくむ。

5 婦人部組織の確立と日常活動の活発化をはかる。

組織の強化はすべての活動の出発点であります。「自からの要求は自からが闘いとる」という作風を職場に定着させ、その中心となる婦人部組織の確立をはかつていきます。婦人部活動にはみんなが参加することを申し合せ、日常活動（話し合い、学習、教宣、点検、サークル、レク活動）の強化をはかります。

(1) 婦人部組織の確立

① 婦人部組織のあるところ

イ 婦人部班組織の確立をはかる。基本組織の班が婦人だけの場合は、その班組織を活用する。

ロ 婦人部役員の定着化と、年令別、階層別など幅広い役員の選出をはかる。

ハ 婦人部3役体制を確立し、婦人部員の諸問題の把握と執行部との連絡を深め、職場実態に対応した適切、機敏な指導を行なうよう努める。

ニ 製造工場支部などで散在している婦人組合員（一般職など）の場合は、5人程度の小単位を目標に婦人部班組織（話し合いグループ）をつくり、活動に積極的に参加する。

② 婦人部組織のないところ

イ 支社、地方局、試験研究機関などで、婦人部組織の確立していないところは、総合統一要求闘争に結集する話し合い、要求のほりおこしを通じて婦人部組織の確立をはかる。

ロ 支所、分会の婦人労働者の組織化については、地方部青婦対策部が、責任をもつて指導にあたることとし、当面、県単位ごとに、

支所、分会、婦人の会合などをもち、要求の集約と闘いについて指導していく。

工場、支社、地方局婦人部との交流の場の設定、地方部主催のつどいなどへの自主的参加など積極的とりくみを強める。

(1) 日常活動の強化

日常活動を通じ、とくに既婚婦人労働者の団結と婦人部への結集をはかつていきます。

- ① とくに既婚婦人労働者のかかえている問題、たとえば、育児、教育、健康管理、家事の軽減、家庭の民主化等の諸問題について、階層別、年令別の話し合いや経験交流、座談会、講演会などを行なう。

組織全体で、既婚婦人労働者のかかえている問題、実態を十分に把握することに努め、そのなかからでてきた要求は婦人部としてとりあげ闘う。

② 学習活動の強化

イ 1単位組織、1学習サークルの定着化をはかる。

ロ 昼休みを利用して、婦人部役員、班長、活動家を中心に「週1回、20分間学習」を行なう。

ハ 地方部や、支部で行なう労働講座、討論集会に積極的に参加する。婦人問題の講演会などの組織化を行なう。

③ 教宣活動の強化

イ “婦人部の動きは、いつでも全婦人部員が知っている”という状況を作りあげるため、婦人部常任委員会などを開催したあとは、必ずニュース、マイク放送、掲示などを使つて、内容を徹底させる。

ロ トイレット教宣を中心とした、教宣活動の定着化。

日刊紙、婦人部ニュース、機関紙（誌）の発行など反戦・平和・情勢などの問題にかぎらず、教育、家事等の身近な問題の教宣

に努める。

ハ 地方部青婦ニュースの定期発行のために、各支部青年婦人部は、担当者、輪番をきめ、定期的にニュースを地方部青婦対策部に送稿する。

④ 歌声などのサークル、同好会、家族ぐるみのレク活動の組織化

「サークルは青年のもの」という既成概念を打ちこわし、「自分の興味のあること」、「やつてみたいこと」、「若い時やりたかつたけれど、できなかつたこと」などを出し合い、1人ひとりが個人的に希望を解決するのではなく、おたがいに呼びかけあい、サークルなどを作る。

子供づれ家族ぐるみで参加できるようなレクリエーションも企画する。

(3) 二交代工場組織の組織対策の強化。

二交代工場組織の青年、婦人活動については、シフト編成の関係で、いつしよにやれないというなやみや問題があり、その解決のための検討をすすめる。

6 婦人の連帯活動の強化と政治闘争（生活要求を含む）の強化

婦人の要求は、一企業内では解決できないものが多くあります。婦人の連帯活動を強めるなかから、婦人の権利確立や政治意識の向上、政治闘争の強化をはかつていきます。

(1) 第16回母性保護運動強化月間のとりくみを諸活動と結合させて強化する。

① とくに職場の権利闘争、健康を守る闘いを強める。

② 労基法改悪阻止要求への結集のため、「ハガキ戦術」に本年もとりくむ。昨年以上に主旨を徹底させ、全組織でとりくめるよう努力する。とくに一般職婦人への働きかけの一契機として重視し、目的意識的にとりくむ。

- ③ ポスター掲示のみに終ることなく、講演会なども組織する。
- (2) 第20回婦人月間のとりくみを、婦人の働く権利確立を目標に春闘
総合統一要求闘争と結合させ強める。
 - ① 国際婦人デーのとりくみ、集会への結集をはかる。
 - ② 第19回働く婦人の中央集会にむけて職場の活動を強め、各職場
からカンパ活動などにより代表派遣にとりくむ。
- (3) 母親大会については、いままでの経過をふまえ検討を深めていく。
- (4) 総評、県評、地区労をはじめ、公労協、大蔵、食品、関連産業の婦
人、地域家庭婦人、労働者との連帯強化をはかる。
- (5) 生活要求への結集と、反戦・平和の闘い
 - ① 物価、公害、税金、 社会保障など生活要求へのとりくみを
強める。
 - ② 中教審路線に反対し、地域保育所の拡大と学童保育の実施を要求
し、婦人の連帯活動をつよめる。
 - ③ 被爆者救援カンパの定着化をはかる。
 - ④ 平和友好祭運動に積極的にとりくむ。
 - ⑤ 総選挙闘争を勝利させる。

日本私鉄労働組合連合会（私鉄総連）

1972年度青年婦人活動方針

—1972年私鉄総連青年婦人協議会第4回総会資料より抜萃—

今後1年間の活動を進めるにあたっては、次のことを基調としていきます。

各地連、ブロック、単組段階での青婦活動の点検活動を強めます。

各地連、ブロック、単組それぞれの青婦担当者との連絡体制を整備して
いきます。

現状、本部段階での具体的活動の取組みについては弱さがあります。したがって青婦協組織の強化のため、日常の職場活動、春闘、反合闘争などを始めとする諸活動について、地連・ブロック単組で積極的に経験交流を行ない、年1回開催される青年集会・婦人集会は全国交流として位置づけ、青婦協全体の力量を強めるための活動が取り組まれるよう十分な配慮と可能な限りの援助を行っていきます。

1 73春闘について

- (1) 私鉄総連春闘方針にもとづき、青婦協として春闘活動方針を提起し、そこで春闘活動を明らかにします。
- (2) 私鉄総連として統一的に取り組まれるものについては積極的ににかかわっていきます。
- (3) 総評、全交運等共闘関係で提起される行動については組織の方針に従い積極的に担っていきます。

2 反合理化・交通政策闘争について

- (1) 反合理化の視点を正しくとらえ、職場生産点を基盤にした闘いを組織するために学習を深め闘いの報告・交流が行えるようにします。
- (2) 労働者階級の対政府、独占資本につきつける階級的要求と闘争であるという位置づけのもと総連としての闘争方針の理解に努める。

3 政治課題について

今日、政府自民党が中心になつて訴えている日本列島改造論に見られるような政治宣伝にごまかされることなく、それを労働者階級として政治バクロできる力をつけなければなりません。そのためにも大衆行動とあわせて「学習」「討論」活動に力を注いでいかなければなりません。

4 婦人活動について

- (1) 合理化をはねかえし、婦人に対するさまざまな差別を撤廃し、労働権及び職場の権利を確立してゆく
- (2) 低賃金、無権利状態におかれている臨時・パート対策及びバス車掌、

貸切観光ガイド問題を自動車部と協力し対策をすすめる。同時にワンマン反対の闘いを強化する。

- (3) 労基法改悪阻止、最低基準引上げの闘いを強化し、労基法協約の完全行使を行う
- (4) 母性保護月間を合理化闘争と結合させ闘いを強化してゆく。
- (5) 秋闘（職場総点検闘争）のなかで73労協闘争の準備をすすめ、婦人の要求を職場から上部に反映し闘いを強化してゆく。
- (6) 既婚者対策を強化してゆく。
- (7) 婦人活動家の育成にあたり、学習・交流を深め組合の各級機関に婦人の代表を送るなど組織を強める。第12回私鉄バス婦人集会の発展強化をはかる。
- (8) 総評、全交運を始めとする婦人の連帯活動を強める。

5 平和友好祭運動について

日本青年学生平和友好祭実行委員会の方針に従い、自らの組織の実態をも考慮しながら取り組んでいます。

6 文化運動について

- (1) 私鉄バスうたごえの取り組みについては、積極的にかかわっていきます。
- (2) 労働組合として取り組む文化活動への青年婦人の結集と組織強化のために積極的に努力してゆくことを確認してゆきます。
- (3) 各地連、ブロック、単組におけるキャンプを中心にした交流の経験を点検しながら、将来、私鉄バス青年婦人大交流会（仮称）が取り組めるよう努力してゆきたいと思ひます。

7 産業別連帯と全労働者の団結を強めるために

- (1) 本部活動について
 - ① 青婦協幹事会を2回開催します。
 - ② 第5回総会を開催します。

③ 日常活動の処理にあたっては、3 役による打合せ会議をもつていきます。

④ 総連青婦協ニュースを主要闘争時を中心にして発行します。

⑤ 本部役員の地連、ブロックへの派遣に努力します。

(2) 総評、全交連等共闘関係については、組織の方針に従って参加してゆく。

8 青婦協要綱の制定について

次回総会までに作成できるよう努力をしていきます。

9 その他

情勢に応じ適切に対処し活動を進めるよう努力します。

以上のことを中心にしながら、具体化については、幹事会で検討し、中央執行委員会の承認を経たうえで取り組んでいく。

全日通労働組合（全日通）

1972年度婦人部活動方針

—青年部、婦人部活動方針—闘いの方向—より抜萃—

本年度の活動の柱と具体的なすすめ方

私たちは、運動方針にもとずき、婦人の働く権利の確立、地位の向上をめざして、本年度の活動の柱をきめたことは必ず実践するという立場で、つぎのように決定し活動をすすめます。

1 自らの要求として大幅賃上げを勝ちとる闘いをすすめます

(1) 本年度の運動の基調の第1は、1万5千円以上の賃上げ、最賃制の確立、労災補償の引き上げ、社内福祉の充実などの要求を闘いとることです。

要求案については、昨年どおり、討論集会をひらいて討議を深める

ことになっていきます。また、大会後、賃金綱領が下部討議にかけられます。

賃上げ闘争は、誰かがやつてくれるのではなく、自らの要求として自らが闘う意識をもつことです。

そのためには、現在の賃金体系を十分学習し、理解の上にたつて要求案や綱領に対する意見をのべていくことです。このことがなければ不満だけがのこり、自らの要求にはなり得ません。

とくに将来にわたつて賃金のあり方をきめる賃金綱領については、深い関心をもつて話しあい、学習をおこなうことが必要です。

全協集会後から、ただちに学習や討論をおこしていきます。また、自動昇給制度の実現にむけて努力しますが、今年も賃金実態調査をおこない賃金討論集会をはじめ機会あるごとにアピールしていきます。

- (2) 春闘時の行動については、今日までの取り組みが婦人自らのものとして要求額だけでなく闘い方にも目をむけ婦人の意見を反映させ「闘ったという実感のもてる春闘」になりえていたかどうか、自らが取り組んできたなかから討議しあい、今後の取り組みにいかしていくことが必要です。

したがって諸行動についても、それぞれ職場の実態が異なりますので、より効果的な方法を創意工夫していきます。

- ① 闘争時には、日時を設定し、全国一斉の職場集会を開催していきます。

この集会を成功させるために、集会の意義の徹底や、部員への働きかけニュースの発行、ピラまきなど前段の行動をつよめます。なお部員数が少なく職場集会が開催できないとか、他の職場集会に参加するには、時間的に困難だという部員に対しては、連絡を十分とり意思結集をはかります。

- ② 集会では、抗議文を採択し、対応機関の支店長に対して、部長だ

けでなく、幹事、部員をより多く参加させた中で、手交し、職場の問題点などとあわせて抗議をおこないます。さらにこの集会で採択した本社抗議文に全員が署名し、社長宛に送付します。

- ③ ステツカー活動、ワツペン闘争については、本年度実施するようつみあげます。決定されたワツペン闘争については必ず全員着用します。

また腕章活動についても婦人部の意見として反映していきます。

- ④ ストライキ体制の確立とともに、ただちに闘争推進隊を青年部とともに設置し部員に推進隊の任務・行動を徹底します。

- (3) ③結婚祝金5万円を要求するようつみあげます。

- (4) 総評(県評)、全交運(県交運)、運輸労連で開催される春闘討論集会に積極的に参加していきます。

- (5) 一時金闘争においても、組合要求を貫徹するため全力をあげて闘います。

- (6) 準社員の賃金についても関心をもち、ひきあげについて積極的に反映していきます。

2 労働協約の総学習、総点検をつよめ働く権利を守る闘いをすすめます。

春闘妥結時の社長挨拶にもみられるように、今後はよりきびしい攻撃がかけられてくることは必至です。

合理化攻撃は、単に退職勧奨だけではありません。労協闘争の中でも会社はノーワーク・ノーペイをさかんに主張していることから、労働協約を実質的に切り崩そうと攻撃をかけてくることはあきらかです。

わたくしたちは日常どんな小さな問題でも注意をはらつて1つ1つの合理化攻撃をみぬき職場から闘う体制をつくりあげていくために、労働協約(とくに第9章、第10章)について、総学習、総点検活動の強化をはかっています。

- (1) 婦人部役員は、退職勧奨や、それに類似した問題が、職場におきて

いないかをたえず点検し、問題が察知できた場合は、ただちに執行部に反映するとともに、婦人部集会をひらいて意思結集をおこない撤回のため闘います。

(2) 労働協約について学習をおこない、完全実施にむけて総点検をおこないます。

① とくに「生理休暇取得運動」を重点項目として強力に取り組みます。

現在「日本の婦人労働者は、甘えすぎだ、生理休暇があるのは日本だけ」という資本の攻撃がかけられていますが、会社も、これに呼応して生理休暇の無給化を提案してきました。

生休は、生理の場合に仕事から解放され、働く婦人の母性を守るため、また健康な子どもを生み育てていくために、身心ともに休養するために設けられたものです。

こうした協約が完全に実施できていないところに運動の弱さがあり、会社の提案を許すことになるのです。

長い間かかつて取り組んできた生理休暇を、自ら放棄する状態を克服するために、「とれない」「とらない」問題をうきぼりにして、日常的な対話と、教宣の強化をはかりながら、完全取得にむけて執行部の協力を得ながら活動をすすめます。

② 育児時間、産前産後休暇については、世話役活動をつよめる中から完全取得にむけて努力します。

③ 今年の労働条件改善の唯一の闘いである時短については、運動方針の決定にしたがい、週40時間労働の実現にむけて闘うことが決定し、これらの労働協約闘争については、次期大会以降、ただちに労協闘争の闘い方、改定要求について討論集会をひらき、闘いの方針を決定することがきまりました。

婦人が動きつづけるための一つの条件として要求してきた「つわ

り休暇」「産休の延長」は、医学的にみても必要であり、婦人部の長年にわたるつよい要求です。

今後も婦人部員全員がみずからの要求として討論集会に反映し、聞えるよう、さらに討議を深め、また、育児休職、通院休暇、子看休暇など従来の要求にむけて部員全体のものとなるよう職場で学習をおこないます。

(4) いつさいのサービス労働および時間外協定の枠をこえた超過勤務の廃止と職場改善にむけてとりくみます。

(3) けんしょう炎はいまやキイバンチャーだけでなくオンライン従事者や事務部門にもでていますし、オンライン従事者の中に難聴の訴えもあります。したがって本年度は実態調査をおこない、その結果によつては会社に予防対策、健康診断を実施させるよう取りくみます。また現地で職業病がでた場合は認定の闘いがくめるよう執行部につみあげます。

(4) — 略 —

(5) 労働基準法改悪を阻止し最低基準をひきあげるため、さらに職場での教宣をつよめ今年度もハガキ戦術にとりくむとともに総評・県評を中心とする活動に積極的にとりくんでいきます。

(6) 第16回母性保護運動強化月間を11月、12月に第20回婦人月間を3月8日から4月16日まで設定し、活動をすすめます。具体的活動は各地区婦人部長会議で検討していきます。

3 反戦、平和の闘いをつよめます — (略) —

4 総選挙闘争に積極的に取り組みます。 — (略) —

5 1人1人の対話から婦人部活動を定着させ、共闘をつよめ組織の強化をはかります。

(1) 婦人部の必要性和役割

○ 必要性

戦前、法的差別からはじまり、社会における差別、職別、家庭と婦人はあらゆる分野で差別扱いをうけてきました。

戦後、労働組合が結成され、婦人労働者も労働組合に結集することになりました。婦人労働者は男子労働者の要求に加え、母性保護をはじめ特殊な条件からくる要求があります。婦人組合員の意思が十分反映され名実ともに男女平等にするために婦人組合員の意思統一と行動の場として婦人部がつくられたものです。

したがって労働者として組合員として生活と権利を守るため闘うのは勿論ですが、さらに婦人労働者として権利を守り、真の婦人解

放をかちとるための活動が必要です。

○役 割

- ① 賃金をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、婦人も平等にはたらく権利の確立のための活動をつよめます。
- ② 母性としての婦人の特殊な要求をすいあげ、組織全体の問題としての反映と解決のため活動が必要です。
- ③ 婦人労働者の教育啓蒙と自主的な活動の組織化をはかります。
- ④ 一般婦人としていけいし、地域社会のなかに根ざした平和と民主々義を守る活動と婦人の地位向上、解放につながる諸活動への参加体制をつよめます。
- ⑤ 婦人労働問題を全体の労働者の問題としていくための活動をすすめます。

以上の任務・役割を各級機関の部長会議などで明確にし活動をより強化させねばなりません。したがって指導のあり方も含めて論議を深めるとともにオルグ活動ができるよう予算措置を含めて努力していきます。

- (2) 自覚をもつて行動する婦人部にしていくためには、それぞれの層のもっている要求に対応した地道な活動が必要です。

全日通の場合、分会によつて部員数のアンバランスがあり、職場が点在しているため、一堂にあつめて活動をしようとするれば多くの困難があります。

また若い婦人は、青年との共同行動ができますが、既婚者は生活に根ざした要求の現実的解決をのぞんでいます。

従来は、このような階層別対策が不足していたことを反省し、「教育」「子供の問題」など母親労働者が関心をもっている諸問題を取り上げていくことによつて、既婚婦人を労働組合に結集していく方向をみいだしていくことが必要です。

したがって参加してもしなくても、自分の利益に関係ないという状況をなくすため職場諸要求（1人1要求運動）として婦人部全体に関連する要求をかかげ闘いをすすめます。

(3) 部役員は、婦人部の問題点を執行部に反映するだけでなく、集会やはなしあいの場に、可能な限り執行委員の出席を要請し指導を求めます。また、婦人部の問題を全体の問題にしていくため、班会議やあらゆる機会を通じて反映していきます。

(4) 幹事会の開催は、月1回がもつとものぞましいのですが、分会によつて部員数が少ないところもありますので、それぞれの実態に応じ構成や運営にこだわることなく、より多く話しあいがもてる場を工夫していきます。

また、ほとんどの機関で青婦合同会議がもたれていますが、青年部依存からぬけ出し、婦人部独自で幹事会や部会を開催するよう努力していきます。中央は、各地区婦人部長会議を必要に応じて開催します。各地区、支部における部長会議も現在以上の開催を目標とします。

(5) ① リクレーションも、四季ごとの開催に努力し、部員同志の親睦くをはかるだけでなく、その中から職場の意見や、問題をとらえ、日常活動の中に取り入れて、組合との結合をつよめていきます。

② うたごえ活動は、現在いきづまっている状態ですが、幹事会、集会などでうたごえの時間をもつて活動を活発化する努力をおこないます。第6回働くものの音楽祭にも積極的に取り組みます。

中央は本年度も指導者講習会を開催するとともにソノシート・テープによる普及につとめます。

③ 部報活動については、青年部とともに部誌（紙）が定期的に発行できるよう努力していきます。中央に送付された部報については、教宣部、青年部、婦人部が内容を検討し前進的な作品は表彰します。

(6) 産別、大産別の共闘が、ますます重要になつていますが、とくに婦

人労働者の問題は、1 単組では解決できない問題が多くあります。これらの解決にむけて、職場で闘うことが第一ですが、共闘活動に参加することによつて、学習し自覚を高め、共闘行動をおこしていくことも大切です。

したがつて、本年度も、総評、県評、全交運を中心とする、つぎの諸行動に積極的に取り組んでいきますが、とくに交通労働者にかけている合理化攻撃は、職種のちがいはあつても、根は同じであるという立場で全交運婦人労働者との交流を深めるとともに運輸労連傘下の婦人と交流できる機会をつくつていきます。

① 中央段階で開催される、つぎの集会に参加していきます。

○働く婦人の中央集会について

第17回働く婦人の中央集会に、本年度も各地区婦人部長は参加していきますが、支部以下の機関でも、昨年以上に参加できるよう努力していきます。

○総評全国婦人代表者会議について

総評婦対の1年間の活動をきめる会議ですので、各地区婦人部長は参加していきます。

② 各県で開催される春闘県婦人活動者会議や、働く婦人の県集会、県評主催の諸会議、全交運主催の諸会議に参加していきます。

全日本労働総同盟（同盟）

昭和48年度の活動計画

—昭和47年10月第4回同盟婦人活動担当者会議資料“婦人活動の前進のために”より抜萃—

I 活動の基調

1 青婦活動組織の確立と強化

全構成組織、地方同盟に青婦活動組織が確立されるよう働きかけるとともに、その組織も自主的な活動の企画・運営・実践が行なえる青婦協機構に強化し整理・統一を図つていきます。また、組合執行機関としての青婦対策部の設置と強化をはかり、青年婦人問題に対する全体的な取り組みをたかめていきます。

2 職場地域活動の充実

職場での日常活動を充実し、各単組間の連ケイを密にすることにより地方同盟活動の青婦活動の強化をはかります。また、地方同盟間の連帯を強化し、全国的な活動の展開を進めるため、ブロック青婦連絡会議の活動をさらに積極的に推進します。

3 活動家の育成

教宣局とも連携し、教育学習活動を強化し、その体系化にも取り組みます。また、各研修会を通じて活動家の育成をはかるとともに、「1人のリーダーが1人のリーダーを」育てる運動と、教育学習活動強化月間をより具体的に展開します。

4 婦人活動の強化

婦人対策を強化し、活動力のある婦人活動組織の確立をはかつていきます。また、全国的な運動の推進を通じて、婦人問題への取り組みを積極化し、婦人活動家の育成を進めます。

5 対外活動の充実

民社党、民社青連、日婦、全交協などの友誼団体との連携を密にし、地域活動を推進します。中青連やその他の国内外の青年婦人組織との交流も深めます。

II 活動計画

昭和48年度の婦人部活動の基調は、①年間を通じ婦人活動が継続できる

ように、各組織の段階で組織づくりを進めていくこと、②婦人の問題を明らかにし、問題点を整理していくことの二点を中心に進めていきます。

今年度は、全国婦人の集いの運動とともに、働らく婦人の健康月間活動に力を入れてきましたが、昭和48年度もこれらをさらに継続させるとともに、産業別組織、地方同盟台に婦人活動組織をつくり、継続した活動が展開されるようにするために重点組織を決め、組織づくりに力をかけていきます。これらを中心に産別、地方、単組、職場に婦人活動組織が設置されるよう努力していきます。

また婦人委員会を中心に婦人の問題を整理し、活動目標、政策をたて組織全体に反映させるよう努力していきます。

1 婦人対策活動の強化

婦人対策委員会を同盟本部の青婦対策委員会のもとに設置し3年たちましたが、これまで婦人の組織づくり、ILO条約批准促進、労働基準法改正要求案づくり、母性保護に関する労働協約の統一目標づくりにとりくんできました。来年度は婦人委員会に改称し、今年からの継続である婦人に関する項目の労働協約の統一基準案、育児休業制度の基準案づくりなどにとりくむとともに、研修、見学などを行なつていきます。

また委員が派遣されていない構成組織、地方ブロックについては早急に人選するよう要請し、委員の役割などについても明確化をはかります。そして委員会活動を組織全体に反映させるよう努力していきます。

また婦人問題について研究、討論し婦人問題の政策確立のための基盤づくりを行なうため、婦人委員会を拡大し「婦人問題討論集会」を開催します。

2 婦人活動組織の確立

昭和47年度の運動方針で婦人活動組織づくりに力を入れ、構成組織、地方同盟に婦人対策委員会の設置を決め、その推進をはかつてきました。これをうけ構成組織、地方同盟においていくつかの組織でそのとりくみ

が進められてきました。これらの動きをより全体的に進めていくために、さらに年間を通じた活動ができる場をつくるよう要請していきます。

組織づくりについては構成組織、地方同盟には婦人対策委員会を、単組には婦人部の設置を進めていきます。

とくに本部の婦人委員会とも関連をもたせ、重点組織を設定し、具体的活動の推進をはかつていきます。

3 全国的な運動の推進

(1) 婦人活動強化月間の設定

3月～5月を婦人活動強化月間に設定し、その中心行事を「全国婦人の集い」におき、各産別、地方同盟、職場で婦人の集いが開かれるよう働きかけていきます。

婦人の集いは婦人の組織づくりをテーマに、産別集会は内容の充実職場とのつながりの明確化を、地方集会は地区同盟の集会との関連をつけていくこと、さらに職場、支部における集会の徹底に努めていきます。

(2) 働く婦人の健康月間運動の推進

9月から11月を「働く婦人の健康月間」とし、働く婦人の福祉と健康の問題を中心にした運動の推進をはかつていきます。内容は今年度の活動を継続し、さらに全組織的な運動になるよう発展させていきます。

(3) 働く婦人をまもるILO条約批准促進運動、労基法改正要求運動をさらに明年度も継続して展開します。

4 婦人リーダーの育成

婦人活動研修会や、各種研修会にできるだけ多くの婦人の参加を求め、婦人問題の理解と実践訓練を進めます。

また、産別、地方同盟でも婦人の集会や研修会が開かれており、婦人の集会を開くこととともに、各種の研修会での講義に婦人の問題を取り

あげること、可能な場合は婦人を対象とした講座を開くことを要請していきます。

なお、本部主催の研修会は従来通り全国4ヶ所で開催していきます。

5 活動資料の発行

婦人活動の資料として、同盟青婦ニュースや、婦人活動のシリーズを活動資料として発行していきます。

6 対外活動の充実

民社党婦人部、日婦との連携をはかり、婦人活動強化のための共同活動を進めていきます。

Ⅲ 同盟結成10周年記念「若人の集い」の開催

(1) 昭和49年の同盟結成10周年を記念する「若人の集い」の開催を検討します。

(2) また「若人の集い」を盛り上げるため、来年度に構成組織、地方同盟で「若人の集い」的行事が企画、開催されるよう働きかけていきます。

(3) 同盟結成10周年記念「若人の集い」の関連行事として、昭和49年に「同盟青婦海外交流団」の派遣を企画し、あわせて、継続して同盟青婦海外交流団を派遣するよう検討します。

Ⅳ 第14回「全国婦人の集い」への取組みについて

昭和35年以来毎春開かれてきた「全国婦人の集い」は、来年は第14回を迎えます。婦人の集いへのとりくみは婦人の集い実行委員会で討議しますが、同盟としては集会のもち方、くみ方について再検討すべきとの意見も出されており、実行委員会に臨む態度について検討したいと思います。

① 集いの位置づけ

② 構成

③ テーマ

④ 行事内容

全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）

1973年度婦人対策活動

—「婦人対策活動の充実強化のために」より抜萃—

I 婦人労働者の基本的な問題と対策のあり方

わたくしたち労働者は、憲法や労基法、労働協約によつて働く権利が保障されています。同時に、その職務に対しては責任をもつ必要があります。また男女をとわずその能力を発揮し、開発する機会は同じにするとともに、労働の価値評価も平等であるべきです。またあたえられたチャンスを積極的に生かし、すすんで能力発揮につとめ実績をつくらなくては前進しません。

このため、わたくしたちは、次の点について改善の運動をすすめます。

具体的な要求のしかたについては、毎年行なう賃闘をはじめとする諸闘争、および各部会、単組の協約闘争等のなかで、そのつど明らかにし前進をはかります。

1 雇用の確立と機会拡大をはかり性の差別をなくすために

- (1) 能力と適性に応じ、婦人の職場、職種の拡大をはかります。
- (2) 定年制の男女平等を促進します。
- (3) 育児休職制度などの実現をはかります。

（別項「母性を保護し保障するために」の項参照）

- (4) ILO 111号条約の批准促進の運動をすすめます。

2 同一価値労働・同一賃金を実現するために

当面わたくしたちは次を目標に、対策と活動をすすめます。

- (1) 婦人の労働評価をもつと高めます。

- (2) 初任給の男女同一、同一価値労働・同一賃金への改善をはかります。
- (3) 同じ価値の仕事に対しては男女の賃金差別をなくします。
- (4) 登用制度の男女機会均等をはかり、登用された者には評価を男女平等にします。
- (5) 賃金に対する婦人の意見を各級機関に反映させます。
- (6) 賃金問題研究会、勉強会などへの婦人の積極的参加をはかります。

3 婦人の能力を発揮し評価を高めるために

- (1) 婦人自身が積極的に登用制度の活用をはかります。
- (2) 登用制度や職業訓練ならびに技術教育の機会均等をはかります。
- (3) 情報交換や研究会を開きます。
- (4) 技能研修会などへの参加と情報提供をはかります。

4 母性を保護し、保障するために

<生理休暇について>

- (1) いままでの全織同盟の指導方針（39年中執決定）にそつて対処します。
- (2) 賃金保障は最低第1日目100%、第2日目以降は既得権を確保し、よりよい条件を獲得するよう努力します。

<産前・産後休暇について>

- (1) 産前・産後休暇を前後8週間ずつとし、通算できるようにします。
（医学専門家の勧告による）
- (2) 賃金保障、出産費などは社会保障で負担するよう運動をつづけます。
（ILO103号条約の批准運動）

<育児時間について>

- (1) 育児時間は労基法66条よりも1日2回各15分ずつ延長させ、1日2回各45分ずつとします。（現行各30分）
- (2) 賃金保障は企業負担とします。（ILO103号批准促進）

<つわり休暇について>

つわり休暇を要求します（労基法改正運動とあわせ）。すでに民間労組ではかなり普及しています。これから妊娠、出産する婦人の多い全職としては当然の要求として行ないます。目標はつわりの時期（妊娠2～3カ月頃）として2週間分を確保、有給とします。

＜通院休暇について＞

通院休暇を設けます。45年4月1日から人事院では公務員女子職員に「通院休暇は母子保健法の主旨からいつてあたえるべきである」との通達を出しています。民間の事業場に働く者も当然、この主旨は適用されるべきです。

とくに医学・専門家によつても通院休暇の必要性はみとめられ強調されていますので、法的に義務づけられている次の期間を目標とします。

- (1) 妊娠7カ月までは4週間に1回
- (2) 妊娠8カ月～9カ月までは2週間に1回
- (3) 妊娠10カ月から分娩までは1週間に1回

＜育児休職制度について＞

育児のために、一時仕事を中断し、育児に専念したい人のために設ける制度ですが当面つぎを目標とします。

- (1) 期間＝3年とし、半年ごとのきざみで本人の希望に応じて復職できるようにします。
- (2) 賃金保障＝3カ月ぐらいの期間は60%保障としますが以降は無給とします。
- (3) 昇給、賃上げは復職の時点で保障されます。
- (4) 原則として職場復帰としますが本人の意向を尊重します。
- (5) 健保、失保などの改正をはかります。

5 保育所、授乳所づくりのために

- (1) 婦人が安心して働ける環境づくりとして、保育所は絶対不可欠な条

件です。政府や地方自治体の公共保育所はまだまだ絶対数が足りず、このため働けない主婦もたくさんいます。地域社会のなかで保育所づくりを要求すると同時に、少なくとも乳幼児をもつ婦人組合員がいる事業所では、福祉設備として保育所をつくらなければなりません。設備内容や保母の人数、資格などはできるだけ公共保育所（認可保育所）に準じたものとし、安心して子供をあずけられるようにします。また民社党議員と提携して、居住地にもつくる運動を並行して行ないます。

- (2) 授乳所は、乳児をもつ婦人組合員が育児時間（労基法第66条）に授乳できるよう事業所内に設備しなくてはなりません。

また設備内容については、冷暖房をはじめ利用者の安全衛生などを十分配慮した静かな場所に設置すべきです。

6 婦人の教育の場をひろげ、行動力を養うために

- (1) 全職本部の教育体系の改定充実をはかります。
- (2) 婦人リーダーの育成をはかるため、各級機関の行なう研修会、講座等に婦人が積極的に参加します。
- (3) 寄宿舍近代化方針にもとづき寄宿居住労働者の生活指導と教育を充実します。
- (4) 「婦人の集い」をはじめ組織内外の交流、学習の機会をひろげ、教育、訓練を行ないます。
- (5) 若年者の多い産地などに対してはとくに地域社会の協力を求め、よい環境づくりとあわせ生活指導や教育を行ないます。
- (6) 定時制高校や短大等で学びつつ働く人たちの意見を各級機関に反映し、労働と勉学の両立がはかれるようにします。

Ⅱ 当面の活動について

- 1 婦人の活動組織と婦人対策機構を各級機関につくる 一略一
- 2 各級機関における日常活動の強化と拡大をはかる

(1) 職場における活動の強化拡大 一略一

(2) 地域における活動の強化拡大 一略一

(3) 全織の統一的な運動

ア 婦人月間（４月）

婦人週間（４月１０日～１６日）を中心に「全織婦人月間」を行ないます。

月間中は学習と交流活動、他労組、友好組織との連帯行動を行ないます。また、同盟、日婦、民社党などと共催する中央・地方の「婦人の集い」に参加し、問題解決のための連帯行動を強化します。

イ 婦人健康月間（９月、１１月）

健康を守り、母性保護対策を強めるために「健康月間」を行ないます。作業条件や職場環境の改善、母性保護制度の運用などについての点検とあわせて、とくに若い婦人組合員の母性を大切にする教育などを行ないます。

ウ 全織婦人の集いの実施

職場ならびに寄宿舍における問題や意見を集約し、その問題の解決促進をはかるため、年一回集会を実施します。

３ リーダーの養成と後継者づくりを行なう

(1) 各級機関の研修会、リーダー養成講座への積極的な参加 一略一

(2) 日常活動を通じてのリーダーと後継者づくり 一略一

４ 婦人の各層別の対策を強化する

(1) 各年代層別の問題の掘り起こしとその対策

① 年少者の問題と対策

② 定時制や通信高校、短大等で学びつつ働く者の問題と対策

③ 青年労働者（女子）の問題と対策

④ 既婚婦人の問題と対策

(2) 職種・業種などのちがいがらくる問題の掘り起こしと対策

- ① 生産工場で働く者の問題と対策
- ② 本社・営業所など事務部門で働く者の問題と対策
- ③ 流通部門で働く者の問題と対策

全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）

1972年度青年婦人活動計画

—1972年9月青年婦人集会討議資料より抜萃—

1 青婦活動の取組みについて

- (1) 青婦活動は単に青年婦人の要求を充たす活動を行うのではない。労働組合をより強化発展させるための活動推進体としての重要な役割をもっている。その為、組合全体の統制下にあることは言うまでもない。反面、統制下における自主性が発揮されることにより、一層活発化されることも重要視されなければならない。
- (2) 青婦活動を行う場合、青年のもつ特質を生かす活動が必要である。青年が完成途上にあり、将来大きく成長するという期待から、学習教育活動を展開し、創造性と行動力を持つことから、文化体育活動を展開し、母性は社会全体として守るべきであるとの立場から婦人活動を展開する必要がある。
- (3) 青婦活動は組織的に展開しなければならない。その場合、青年婦人のもっている全般的諸問題を扱うため、他の専門部との連携協力の下に行うことが大切である。
- (4) 職場にあるクラブの育成に努力する必要がある。そのことが我々の活動を助け組合の発展に役立つからである。

2 具体的な青婦活動について

- (1) 結婚資金10万円獲得の活動

青年婦人が結婚する時は多額の費用がかかることは周知の通りだが、我々その一助として結婚資金を獲得していく。

- ① 従来の方針である「結婚資金10万円の目標を設定し、これを3年間で実現するため、第1年度3万円以上、第2年度5万円以上、第3年度10万円の達成をはかる」を継続して進める。

(2) 持家制度推進の活動

若い人が結婚する場合、あるいは現在住宅に困っている人達は多い。これらの解決のため、持家制度を推進しよう。

- ① 持家制度を確立し、低利の住宅資金貸付制度の実施をはかる。具体的には、労使による特別委員会等を発足させ、労働者の住宅確保の早期実現を図る。

- ② 現在実施している組合は、内容改善の努力を行っていく。

(3) 有給休暇の拡大

- ① 有給休暇の完全消化と人員確保の闘いを進める。
- ② 休暇の最低基準は10日にし、全体の基準の引上げを図る。
- ③ 初年度に於ては、1カ月以上勤務者は3日、6カ月以上は6日（重複はしない）の休暇獲得に努力する。

(4) 学習教育活動

組合に於て学習教育活動は重要である。この活動を通じて青年の質を高め、活動家を育成し、組合活動の強化発展を期するために積極的にすすめよう。活動は教宣部などと協力して有効に推進しよう。

- ① 新入組合員への教育を行うと同時に、中堅の青年婦人組合員にも教育の配慮を行う。
- ② 各組合に於ける学習会の講師などは本部であつせんする。
- ③ 視聴覚等も取り入れ、学習活動をもりあげよう。

(5) 文化体育活動

青年のもつ創造性と行動力を活用するために、文化体育活動を積極的

に推進しよう。さらに職場や社会における疎外感の解消と明るい人間関係の確立、余暇の有意義な活用のためにレクリエーションを含めた文化体育活動を組織的にすすめよう。

① 各組合では文化体育活動を幅広くすすめ、又組合の統括の下にサークル活動を展開させ、その育成に努力する。

② 各組合では、7～8月頃を野外活動月間とし、10～11月頃を文化体育活動月間とするなどして活動をもりあげる。

行事を行う場合は、近くの友好組合に呼びかけて交流をはかつていく。

③ 各組合で行なわれた行事の内容は本部に報告し、本部は機関紙に紹介していく。

④ 本同盟が行う行事には積極的に参加し、又、中央同盟、地方同盟、全文協などが行う研修会には積極的に参加してリーダーの養成につとめる。

(6) 婦人活動

婦人のもつ特質を生かし、能力を開発し、母性を守る活動を力強く展開する。さらに、婦人が出産しても働ける環境づくりに努力しよう。

① 同一労働同一賃金の原則を守り、格差をなくし、差別を排除する努力を行っていく。

② 母性保護のため、有給の生理休暇を制度化し、完全実施を達成する。

イ 現在無給あるいは完全保障でない組合は、一來潮時に最低2日は、賃金を100%保障させる努力を行う。

ロ 婦人が完全に生理休暇をとれる職場環境（人員確保、手続きの簡素化等）を作り、完全にとる活動を進める。

③ パートタイマーの婦人の労働条件にも配慮を払う。

④ 婦人の能力を生かすためと労働力確保のため、託児所の設置や育児休職（半年～3年等）制度確立に努力する。

⑤ 各組合は4月の婦人週間には、婦人問題について話し合うなど、婦人の行事を実施する。

⑥ 組合では、生花・料理教室などを設けて、婦人活動を活発にする。

⑦ 「お産の費用は健保で」の運動をさらにおしすすめる。

(7) 社会活動

我々は社会の一員であり、明るい住みよい社会作りや、地域の民主化善意の諸活動（ボランティア活動）を行うことは意義がある。

又、「献血運動」「助け合い運動」など青年婦人が中心になつて活動を展開しよう。

(8) 青年婦人の交流強化

食品労働者の連帯感を強め、青婦活動を強化発展させるため、連携を深め交流をはかろう。

① 各地方食品を中心とした青婦活動にとりくみ、具体的な行事の実行を図る。

② 各組合が諸行事を行う際には、できるだけ他組合に呼びかけを行うなどして、青年婦人の交流を強めていく。

3 全食品同盟の活動計画

前記報告の通り、3月の青婦部長会議で当面の活動について検討し、その結論に基いて活動を行つてきたが、この活動の方向は今後も継続し、又、新しい諸行事については青婦集会及び青婦部長会議の討議を経て実施に移していく。又、従来行つてきた卓球大会やキャンプ集会は、地方食品やブロックで開催できるよう努力していく。さらに地方食品の青婦活動が充実するよう努力していく。

当面の活動は次の通りとする。

(1) 1973年青婦集会

日時＝3月（1泊2日又は2泊3日）

場所＝関西周辺

内容＝青婦部長会議できめる。

(2) リーダー研修会

日時＝5月中旬 6月上旬 2泊3日程度

場所＝未定

内容＝野外活動、文化活動を中心としたリーダー研修会とする。

(3) その他

- ① 同盟が行う各種研修会、婦人の集い等に積極的に参加する。
- ② 地方食品の活動を積極的に推進し、又地方同盟の行事にも参加する。
- ③ 全文協のリーダー研修会等に参加していく。

(中立労連)

全国生命保険労働組合連合会（生保労連）

1972年度運動方針

—1972年8月生保労連第4回定期大会議案書より抜萃—

1 婦人の生活と地位の向上

生保労働者の約8割を占める婦人層特有の労働条件の向上をはかることは、労連に課せられた重要な課題である。

このため下記事項の取組みを行う。

(1) 母性保護の推進

母性保護関係の労働条件の新設あるいは改善をはかり、母性保護を着実に前進させる。具体的には次の取組みを行う。

- ① 産前産後休暇の延長並に産休期間中の資格の維持
- ② 妊婦の時差出勤並に通院休暇の一日完全有給化
- ③ 生休を利用しやすい環境づくりと生休の必要日数の完全有給化

(2) 男女格差の是正

春闘等の機会を通じ、賃金等労働条件の不当な格差を排除するとともに女性の地位の向上をはかる。

(3) 女子の再雇用、育児休暇制度の検討

労働力需給関係、生活様式の変化などから、結婚後あるいは退職後再就労を希望する者が多くなりつつあるが、その受入体制は不備が多く、不利な労働条件で再就労をよぎなくされあるいは再就労を断念せざるを得ない状況である。今年はこの問題について検討を行う。

(4) 婦人活動家の育成

生保労働者の大半を占める婦人を組織化し、活動家を育成することが直接労連の組織強化につながるとの認識にたつて、あらゆる機会を通じ育成に努める。

○ 外野婦人連絡会議の開催

外野婦人の問題解決は、問題点を的確に把握することと婦人活動家育成のため、本年もろカ所で連絡会議を開催する。

(5) パート・アルバイトの実態調査

最近の労働力不足と生保業の内勤の職場の魅力不足から、職場の労働力は不足し、パート・アルバイトで補う傾向が強まっているが、その実態はまだ正確につかまれていず、労働条件等は放置されている。本年はその実態を調査する。

2 組織活動

昨年第3回定期大会で、連合体単産としての組織と機能を強化する具体的組織強化方針を決定し、労連組織確立への第一歩をふみだした。

本年度は、組織強化方針にそつてまず本部執行体制を強化し、専従体制を確立して各単組の期待に応える組織づくりを推進する。

(1) 本部執行体制の強化

① 役員体制の確立

委員長、内外部会担当副委員長、書記長を中心として専従役員体制を確立し、あわせて非専従役員についても強化をはかる。

② 調査機能の充実

各専門部の調査活動を充実させ、資料整備をはかる。

